

令和4年度 介護職員処遇改善について

八百津町社会福祉協議会

令和4年度、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員処遇改善支援補助金」の交付を受け、本会では下記の処遇改善を行います。

1. 処遇改善収入見込額及び処遇改善方法

(単位：千円)

加算・補助金名	収入見込額	処遇改善方法	処遇改善見込額
処遇改善加算	2,710	常勤職員の給料・賞与の増額	3,251
		非常勤職員の時給の増額	
特定処遇改善加算	831	常勤職員の賞与の増額	953
処遇改善支援補助金	327	若手常勤職員の給料・賞与の増額	506
		非常勤職員の時給の増額	
合計	3,868		4,710

※処遇改善見込額は、処遇改善加算が始まる前（平成20年度）との比較で算出しています。

上記の見込額は利用者の状況、人員配置状況により増減します。

収入見込額と処遇改善見込額との差（842千円）は、介護報酬収入を充てます。

2. 職場環境改善のために取組むこと

※職員みなさんの協力をよろしくお願いします。

- ①利用者が増加した際の職員の負担増に備えるとともに今後も安定的に介護サービスを提供していくために介護職員の採用に努めます。
- ②介護福祉士資格取得のために実務者研修の受講を希望する職員に対するシフトの調整などの支援、より専門性の高い介護技術を取得しようとする職員に対し研修へ参加する機会を設けます。
- ③有給休暇が取得しやすい環境づくりを行います。
- ④業務に関する悩みやメンタルヘルスなど、職員の相談窓口体制を充実します。
- ⑤業務手順や記録・報告様式を工夫するなどして業務の効率化を行うとともに職員の負担軽減を図ります。
- ⑥ミーティング等を通じて職場のコミュニケーションを円滑化し、個々の気付きの共有、利用者や家族の声の伝達を通じた勤務環境・ケア内容の改善に努めます。